2 手帳の交付

手帳は、障害の程度などが記載され、様々な制度を受けやすくすることを目的としたものです。 障害によって3種類あります。

(身)

身体障害者手帳の交付

内 容 … 身体障害のある方が様々な福祉制度や支援制度を利用するために必要な手帳です。

利用できる方 … 身体に永続的な障害があり、その障害程度が障害程度等級に該当する方

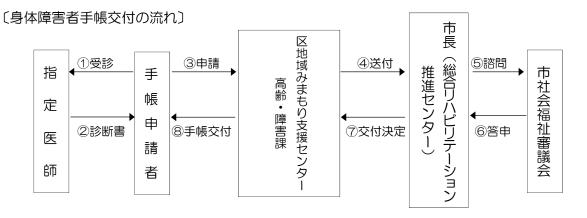
年齢による制限はありません。

窓 ロ … 各区役所地域みまもり支援センター 高齢・障害課(13ページ参照)

必要書類…診断書・意見書(指定医師の診断した指定のもの)、写真

マイナンバーの確認に必要な書類等

身体障害程度 … 等級表のとおり(37ページ参照)



知」「□

療育手帳の交付

内 容 … 知的障害のある方が様々な福祉制度や支援制度を利用するために必要な手帳です。

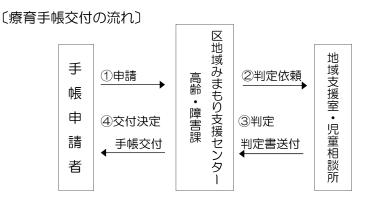
利用できる方 … 児童相談所または地域支援室で知的障害と判定された方

窓 ロ … 各区役所地域みまもり支援センター 高齢・障害課(13ページ参照)

電子申請(1ページ参照)※新規の場合は電子申請不可

必要書類…写真等

障害程度	障害程度療育手帳の表		説明
最重度	А	Α1	著しい発達遅滞があって、標準化された検査により判定した結果を指数化したもの(以下「知能指数」といいます。)が、おおむね20以下の場合
重度		A2	発達遅滞があって、知能指数がおおむね 21 以上 35 以下で上記A1 に該当しない場合
中度	В	B1	発達遅滞があって、知能指数がおおむね36以上50以下で上記A2に該当しない場合
軽度		B2	発達遅滞があって、知能指数がおおむね 51 以上 75 以下で上記 B1 に該当しない場合



精

精神障害者保健福祉手帳の交付

内 容 … 精神障害のある方が様々な福祉制度や支援制度を利用するために必要な手帳です。

利用できる方 … 初診日より6か月以上、精神障害の状態にあり、日常生活または社会生活に何らかの制約のある方で、手帳の交付を希望する方

窓 ロ … 各区役所地域みまもり支援センター 高齢・障害課(13ページ参照)

手 続 方 法 … 申請書に手帳用診断書または精神障害による障害年金の証書等(特別障害給付金受給資格者証も含む)の写しと照会同意書及びマイナンバーの確認に必要な書類等を添えて、 居住地の地域みまもり支援センターに提出します。

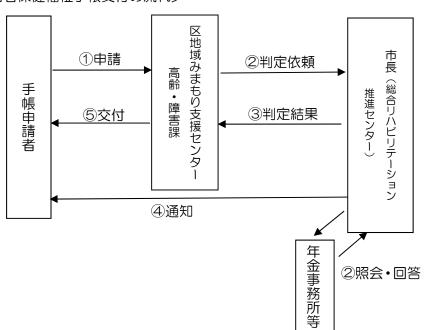
手帳の有効期間は2年間です。有効期限の3か月前から更新申請が可能です。なお、手帳交付時には本人の写真(縦4cm×横3cm)が必要です。

※自立支援医療(精神通院医療)(116ページ参照)と同時に申請する場合で、手帳用診断書で手続きする場合には、自立支援医療の診断書も兼ねることが出来ますので、主治医に診断書の作成を依頼する前に、各区役所へご相談ください。

精神障害程度

1 級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを 必要とする程度のもの
3 級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活 に制限を加えることを必要とする程度のもの

〔精神障害者保健福祉手帳交付の流れ〕



身 知 精 🖵

カード型障害者手帳の交付

内 容 … カード型の障害者手帳の交付を希望できます。

利用できる方 … すでに障害者手帳を交付されている方で、申請しようとする日から6か月以内に手帳

の再認定・再判定・更新がない方

窓 ロ … 各区役所地域みまもり支援センター 高齢・障害課(13ページ参照)

電子申請(1ページ参照)

必要書類…申請書、本人の写真(縦4cm×横3cm)

※ 太線より左は旅客運賃割りの第1種、右は第2種となります。

201	4月1日1日1	程度等級表 ①			※ 太線より至は旅客	連貨割51の第1種、石	は先と性になりより。
	障害別	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害		視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈が異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01 以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 002 以上 003 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 004 かつ他方の眼の視力が 004 かつ他方の眼の視力が 104 かつ他方の眼の視力が手動併度 (I/4 神標による。以下同じ。)の総和が左右眼子れぞれ 80度以下かつ両眼中心視野角度 (I/2 神練による。以下同じ)が 28度以下のもの 4両眼剛放視認点数が 70点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20点以下のもちの	が004以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの3周辺視野角度の総和が左右眼ぞれぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度56度以下のもの4両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の	1 視力の良い方の眼の視力 が0.08 以上0.1 以下の もの(3 級の2 に該当す るものを除く。)	1 視力の良い方の眼の視力 が0.2 かつ他方の眼の視 力が0.02 以下のもの 2 両眼こよる視野の 2 分の 1 以上が対すているもの	視力の良い方の眼の視力が
					2 周辺視野角度の総和が左右眼ぞれぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	3 両眼中心視野角度が	0.3 以上0.6 以下かつ他方 の眼の視力が 0.02 以下の
聴覚又は平衝機能の障害	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以 上のもの(両耳全ろう)	両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	1 両耳の聴力レベルが 80デシベル以上のも の(耳介に接しなけれ ば話声語を理解し得 ないもの) 2 両耳による普通話声 の最良の語音明瞭度 が50%以下のもの		1.両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のも の (40 センチメート ル以上の距離で発声 された会話語を理解 し得ないもの) 2.一側耳の聴力レベル が90 デシベル以上、 他側耳の聴力レベル が 50 デシベル以上 のもの
	平衡機能管害			平衡機能の極めて著し い障害		平衡機能の著しい障害	
	機能、言語機能又 としゃく機能の障害			音声機能、言語機能又は そしゃく機能の喪失	音声機能、言語機能又は そしゃく機能の著しい 障害		
	心臟機能	心臓の機能の障害によ り自己の身辺の日常生 活活動が極度に制限されるもの			心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限される もの		
心臓、じん臓	じん服機能で	じん臓の機能の障害に より自己の身辺の日常 生活活動が極度に制限 されるもの			じん臓の機能の障害に より社会での日常生活 活動が著しく制限され るもの		
臓、呼吸器	呼吸器機能章書	呼吸器の機能の障害に より自己の身辺の日常 生活活動が極度に制限 されるもの			呼吸器の機能の障害により社会での日常生活 活動が著しく制限されるもの		
ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓の機能の障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の 身辺の日常生活活動が 極度に制限されるもの		能の障害により家庭内での日常生活活動が著			
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの		り家庭内での日常生活	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限される もの		
		ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能の障 害により日常生活がほ とんど不可能なもの	による免疫の機能の障	害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)			
	肝臓機能達害		肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの		肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの		

2					0/2	※ 人縁より左は爪各連負ぎ			
	障害別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
肢体不自由	上時	1 両上肢の機能を全 廃したもの 2 両上肢を手関節以 上で欠くもの	1 両上肢の機能の 著し、障害 2 両上肢のすべて の指を欠くもの	及びひとさし指 を欠くもの 2 両上肢のおや指 及びひとさし指 の機能を全廃し たもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃 したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は 手関節のうち、いずれか一関 節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし 指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし	1 両上肢のおや指の 機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘 関節又は手関節の うち、いずれか一関 節の機能の著しい 障害 3 一上肢のおや指を 欠くもの 4 一上肢のおや指の	 1 一上肢のおや 指の機能の著 しい障害 2 ひとさし指を 含めて一上肢 の二指を欠く 	1 一上肢の機能の軽度 の障害 2 一上肢の肩関節、肘関 節又は手関節のうち、 いずれか一関節の機 能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能 の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて	
			3 一上肢を上腕の 2分の1以上で 欠くもの 4 一上肢の機能を 全廃したもの	3 一上肢の機能の 著し、V障害 4 一上肢のすべて の指を欠くもの 5 一上肢のすべて の指の機能を全	指の機能を主発してもの 6 おや指又はひとさし指を含め て一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含め て一上肢の三指の機能を全廃		もの 3 ひとさし指を ふくめて一上 肢の二指の機 能を全廃した	4 ひとさい指を含めて ー上肢の二指の機能 の著し、障害 5 一上肢のなか指、くす り指及び小指を欠く もの 6 一上肢のなか指、くす り指及び小指の機能 を全廃したもの	
	下肢	1 両下肢の機能を全 廃したもの 2 両下肢を大腿の2 分の1以上で欠く もの	著い 障害 2 両下肢を下腿の 2分の1以上で 欠くもの	1 両下肢をショパ 一関節以上で欠 くもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を 全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著し、障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1	1 一下肢のリス フラン関節以 上で欠くもの2 一下肢の足関 節の機能の著 しい障害	1 両下肢のすべての指 の機能の著し、障害 2 一下肢の機能の軽度 の障害 3 一下肢の股関節、肘関 節又は足関節のうち、 いずれか一関節の機 能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指	
				2 一下肢を大腿の 2分の1以上で 欠くもの 3 一下肢の機能を 全廃したもの	5 一下肢の股関節又は豚製節の 機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 10 センチメートル以上又は健側の 長さの 10 分の1以上短いも			を欠くもの 5 一下肢のすべての指 の機能を全廃したも の 6 一下肢が健側に比し て3センチメートル 以上又は健側の長さ の 20 分の1以上短 いもの	
	体剪	È	体幹の機能障害によ り坐っていることが できないもの	1 体幹機能障害に より坐位または 起立位を保つこ とが困難なもの 2 体幹の機能障害 により立ち上が ることが困難な もの	体幹機能障害によ り歩行が困難なも の		体幹の機能の著しい障害		
	とは 動	上肢機能	不随意運動・失調等 により上肢を使用す る日常生活動作がほ とんど不可能なもの	不随意運動・失調等 により上肢を使用 する日常生活活動 が極度に制限され るもの	等により上肢を使 用する日常生活活	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常 生活の活動が著しく制限される もの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	等により上肢の	上肢に不随意運動・失調 等を有するもの
		移動機能	により歩行が不可能 なもの	により歩行が極度 に制限されるもの	庭内での日常生活 活動に制限される もの	不随意運動・失調等により社会 での日常生活活動が著しく制限 されるもの	不随意運動・失調等に より社会での日常生 活活動に支障のある もの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調 等を有するもの
		_	JニキV ハブノナ フタびノーミナ	ルナフ陸中がりつい					

- ※ 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。
- ※ 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- ※ 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- ※ 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- ※ 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。
- ※ 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、一級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 ※ 異なる等級について2つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- ※ 2つ以上の重複する障害がある場合は、種別が第2種から第1種になる場合があります。